

橋本市上下水道事業管理規程第 1 号

橋本市上下水道事業指定駐車場使用に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 17 日

橋本市上下水道事業  
橋本市長職務代理者  
橋本市副市長 小原 秀紀

橋本市上下水道事業指定駐車場使用に関する規程の一部を改正する規程

橋本市上下水道事業指定駐車場使用に関する規程(令和3年橋本市上下水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する行政財産の一部を当該行政財産に勤務する職員又は委託業者の指定駐車場として地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による使用の許可を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 指定駐車場の使用料は、1台につき月額<u>4,000円</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する行政財産の一部を当該行政財産に勤務する職員の指定駐車場として地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による使用の許可を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 指定駐車場の使用料は、1台につき月額<u>2,000円</u>とする。<u>ただし、使用の開始日が当月の16日から末日までの間にある場合又は使用の終了日若しくは中止日が当月の1日から15日までの間にある場合は、1台につき月額1,000円とする。</u></p> <p><u>2 使用の期間が1月に満たない場合の指定駐車場の使用については、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を使用料とする。</u></p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する